

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討事項	電磁的方法による提供
関連 条文	改正法 — 条例 第 10 条
検討事項 (詳細)	<p>神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、保有個人情報の電磁的方法による提供について、提供できる場合を制限しているが、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）には、電磁的方法による提供の制限に係る規定はないため、個人情報の保護水準への影響を整理する。</p> <p>○ 電磁的方法による提供の規定の要否 改正法適用後の保護措置及び独自の規定の必要性を検討する。</p> <p>○ 条例規定の可否 電磁的方法による提供の制限が必要である場合には、<u>条例による独自の規定の可否について、改正法の趣旨や目的を確認して検討する。</u></p>
影響範囲	(条例等)
検討 (詳細)	<p>1 電磁的方法による提供の制限について <u>条例では、実施機関が電磁的方法による保有個人情報の提供をすることができる場合を、次のいずれにも該当する場合に限ることとした。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益上の観点から電磁的方法により保有個人情報を提供する必要があること ・ 電磁的方法により保有個人情報を提供しても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと ・ 必要な保護措置を講じていること <p>2 条例と改正法の比較 (1) 条例 <u>実施機関以外の者への保有個人情報の提供について、提供できる場合を制限している。</u></p> <p>電磁的方法による提供の方法は、実施機関としては、その保有個人情報を不可視の状態を提供することとなるため、<u>実施機関以外の者への電磁的方法による保有個人情報の提供について制限することを目的として、電磁的方法による提供の制限を定めている。</u></p> <p>これまで、条例制定後からの社会状況の変化や高度情報通信社会の進展に対応し、行政運営の効率化や情報セキュリティ技術の進展を踏まえ、審議会の関与や適用除外事項について見直しを行ってきた。</p>

令和2年の条例改正では、電磁的方法による提供の制限（オンライン結合制限）の規定の要否等について審議会において議論されたが、保護の縮減になることや、個人情報保護主管課によるチェック機能の意味もあること等から、提供できる場合を限ることとし、審議会への諮問を不要とする修正を行った。

(2) 改正法

電磁的方法による提供の制限の規定はない。

平成15年に制定された行政機関個人情報保護法では、ITを活用した個人情報の拡大は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や行政運営の効率化へ寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは実体に則さないし、合理性を欠いており、むしろ、重要な点は、個人情報をみだりに利用・提供させないことであるとしているとし、改正法においても同様に提供を制限する規定は無い。

改正法においても、次のとおり、電磁的方法を問わず、個人情報をみだりに利用・提供させないための保護措置を図ることとしている。

（「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」より）

令和3年改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることとはしていない。

<改正法における保護措置>

- ・ 保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること。（法第66条）
- ・ 漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと。（法第69条第2項）
- ・ 保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること。（法第70条）

3 条例による独自制限の必要性

条例においても、電磁的方法による提供に関わらず、個人情報の取扱いに当たっては、収集、保管、利用、提供等の各段階における適切な取扱いのための制限や保護措置等（利用及び提供の制限の規定（第9条）や安全性、正確性等の確保措置の規定（第11条））を規定しており、改正法と概ね同様の保護措置を規定している。

条例では、特に、電磁的方法による実施機関以外の者への提供について、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないように必要な保護措置を講じること等を明記して制限している。

この規定について、チェック機能も踏まえた一定の有用性のある規定として、引き続き、条例において独自に規定することは考えられるが、改正法における条例規定の可否の検討が必要となる（4のとおり。）。

ただし、県機関内部においても、「神奈川県情報セキュリティポリシー」の遵守等の情報セキュリティ対策に関する認識は広まっている現状を踏まえると、改正法の適用後も、実質的に必要な保護措置は図られると考えられ、条例に規定する必要性は高くはないと考えられる。

4 条例による独自制限の可否

条例で定めることができる独自の保護措置については、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」において、地方公共団体が地域の課題に対処するため、独自の施策を展開することは求められるものであり、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を講じることについて否定されるべきではないとされている。

条例に電磁的方法による提供の制限を定めることについては、条例と改正法の双方の趣旨・目的・内容及び効果を比較し、両者の矛盾抵触の有無をもって条例の規定が改正法の範囲内かどうかを判断することとなるが、「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」において「許容されない」とされている。このことについて、改正法の趣旨（※）等を踏まえ、次のとおり整理する。

※ 改正法の趣旨は今後公表されるガイドラインによって確認するが、現時点では法改正資料等より整理する。

（改正個人情報保護法の規律に関するQ&Aより）

改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていません。

従来の個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした改正法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されません。

改正法は、地域や官民の枠を超えたデータ利活用の活発化を踏まえ、データ利活用の円滑化に向けて、地方公共団体ごとの制度や運用の不統一や不整合を解消するため、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的

な共通ルールを法律で設定することを趣旨としている。また、「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」によると、「個人情報保護や情報の流通に直接影響を与える事項について、改正法に特段の規定がないものを条例で定めることは想定してない」としていることから、全国一律のルールとする趣旨と考えられる。

改正法では2に記載のとおり、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしておらず、オンライン・オフラインを問わず、個人情報を見だりに利用・提供させないための保護措置を図ることとしているため、電磁的方法による提供の制限は定めないものとしていると考える。

よって、条例に電磁的方法による提供の制限を規定することは、改正法による全国一律の共通ルールとして電磁的方法による提供の制限を定めないものとする趣旨に反することから、改正法において許容されないものとされたと考えられる。

なお、令和4年2月9日に審議会から個人情報保護委員会へ行った、電磁的方法による提供に係る現行条例の規定の存置に関する質問について、個人情報保護委員会からは同3月3日に回答があり、改正法の趣旨に反し許容されないとのことであった。

5 対応方向性

個人情報保護委員会へ、本県の条例を踏まえた照会を個別に行い、電磁的方法による提供の制限を条例に規定することが許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことは困難である。

また、改正法の適切な運用により、電磁的方法による提供にあたっての個人情報の保護として必要とされる水準の確保は可能であると考えられる。

よって、改正法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守し、同法に従った制度運用にも万全を期すとともに、それらの内容等を職員へ周知徹底し、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることとする。

関連情報

個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる「個人情報保護制度の見直しに関する

現在、地方公共団体の条例には、オンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。）による個人情報の提供について、行個法にはない制限規定を置く例が多く見られる。

しかし、ITの活用は行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは合理性を欠くものであり、場合によっては、個人情報の円滑な利用を阻害して国民に

<p>「最終報告」 P. 37</p>	<p>不利益を被らせるおそれもある。また、<u>行個法においては、オンライン結合制限規定がなくとも、第6条、第8条等により、個人情報の安全性の確保等が図られている。</u>このため、<u>オンライン結合制限規定を置くことは不要になると考えられ、共通ルールには当該規定は設けないこととすることが適当である。</u></p> <p><u>その場合、地方公共団体等は、情報セキュリティを含めた安全確保措置の在り方や目的外利用・提供の「相当な理由」や「特別な理由」の具体的な判断に資するために国が示すガイドライン等に基づいた運用を行うことによって、個人情報を適切に管理し、みだりに利用・提供しないことを担保していくことが望ましい。</u></p>
<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」（令和3年6月時点 暫定版） P209～210</p>	<p>（「オンライン結合」制限規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものである。 ○ オンラインで個人情報を提供するに当たっては、今後、委員会が策定するガイドライン等を参考に、保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること（法第66条）、漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと（法第69条第2項）、保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること（法第70条）等が求められることとなる。 ○ <u>令和3年改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていない。</u> ○ <u>以上より、従来の個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした令和3年改正法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されない。</u>
<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」による「改正個人情報保護法の規律に関する Q & A」</p>	<p>3-1-4 個人情報の取得や目的外利用・提供、オンライン結合を検討する際に、客観性を確保する観点等から、その是非について審査会等に諮問することは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、また、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となること</p>

<p>P. 10</p>	<p>から、個別の事案について審議会等の意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられます。</p> <p><u>したがって、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されません。</u></p> <p>なお、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議を行うことは可能と考えられます。</p> <p>3-1-5 オンライン結合制限を条例で規定することは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>オンラインで個人情報を提供するに当たっては、今後、個人情報保護委員会が策定を予定しているガイドライン等を参考に、保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること〔第66条〕、漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと〔第69条第2項〕、保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること〔第70条〕等が求められることとなります。</p> <p>加えて、令和3年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものです。</p> <p><u>改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていません。</u></p> <p><u>従来の個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした改正法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されません。</u></p>
<p>P. 15</p>	<p>8-1-2 法律で明示的に規定がない事項を条例で定めることは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p><u>改正法は、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを趣旨としています。</u>そのため、独自の保護措置は、法律の範囲内で、必要最小限のものに限り、条例で定めることができることとなります。その観点から、<u>地方公共団体が条例で定めることが想定される事項については、改正法に規定が設けられています。</u>そのため、個人情報保護</p>

	<p>や情報の流通に直接影響を与える事項について、改正法に特段の規定がないものを条例で定めることは想定していません。</p> <p>ただし、単なる内部規律にすぎない事項（個人情報ファイル保有の際の長への報告等）など、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与えない事項については、改正法に特段の規定がない場合でも条例で定めることを妨げるものではありません。</p>
<p>個人情報の保護に関する法律 (改正後の条文)</p>	<p>(安全管理措置)</p> <p>第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</p> <p>一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務</p> <p>二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務</p> <p>三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</p> <p>四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</p> <p>五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を</p>

	<p>受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。</p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>
<p>神奈川県個人情報保護条例</p>	<p>(電磁的方法による提供)</p> <p>第 10 条 実施機関は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、電磁的方法（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）による保有個人情報の提供を行うことができる。</p> <p>(1) 公益上の必要があると認められること。</p> <p>(2) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められること。</p> <p>(3) 必要な保護措置を講じていること。</p>